

公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付要綱

〔令和 2 年 1 月 31 日付け元生畜第 1575 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕

(通則)

第 1 公共牧場活用和子牛等増産対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公共牧場活用和子牛等増産対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 31 日付け元生畜第 1576 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 本補助金は、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化に資するため、地方公共団体の公共牧場・試験場等が有する広大な草地と高い技術力をフル活用することにより、省力的かつ低コストで輸出に適した優良な和牛を増産するとともに、良質な自給飼料の生産・利用拡大に向けて、難防除雑草駆除技術の実証及び高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給を図る取組を緊急に推進し、繁殖雌牛の飼養頭数の増加、飼料自給率の向上等を図ることを目的とする。

(交付対象経費及び補助率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

ア 公共牧場機能強化等体制整備事業

イ 草地難防除雑草駆除技術実証等事業

(ア) 草地難防除雑草駆除技術実証事業

(イ) 高品質TMR供給支援対策事業

(2) 国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金

ア 公共牧場機能強化等体制整備事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金と国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を大臣等（実施要綱第3第1項の事業にあつては地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）それ以外の事業にあつては大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣等に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第2号による

概算払請求書正副 2 部を大臣等及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（契約等）

第 10 補助事業者（地方公共団体は除く。以下第 10 において同じ。）は、補助事業の一部をほかの者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 3 号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 4 号による変更等承認申請書正副 2 部を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 12 に定める軽微な変更を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 12 に定める軽微な変更を除く。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（軽微な変更）

第 12 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロに規定する大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

（事業遅延の届出）

第 13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行の状況報告)

第 14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において別記様式第 5 号により補助金遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、第 9 の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は別記様式第 6 号のとおりとし、補助事業者は補助事業を完了したときは、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書正副 2 部を大臣等に提出しなければならない。

- 2 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 大臣等は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合

で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 大臣等は、第 11 第 1 項第 3 号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣等は、第 1 項 (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は牛とする。

3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。

5 前項の承認については、第 18 第 2 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 8 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 21 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 5 から第 22 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

別 表 (第3関係)

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
国産農産物 生産・供給 体制強化対 策事業費補 助金	<p>1 公共牧場機能強化等体制整備事業</p> <p>(1) 強化計画の策定のための検討会の開催、現地調査等の取組に要する経費</p> <p>(2) 強化計画に基づく公共牧場の機能強化等の取組に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については24.6万円とし、草地改良に係る経費の10a当たりの補助額の上限は1.5万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。)</p>	<p>1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p>
	<p>2 草地難防除雑草駆除技術実証等事業</p> <p>(1) 草地難防除雑草駆除技術実証事業</p> <p>① 難防除雑草駆除計画の策定及び対策の活用・普及に要する経費</p> <p>② 調査分析に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>		

	<p>③ 高位生産草地等への転換に要する経費</p> <p>④ 事業推進に要する経費</p> <p>(2) 高品質TMR供給支援対策事業</p> <p>① 調査分析に要する経費</p> <p>② TMR原料となるサイレージの品質改善対策に要する経費</p> <p>1) バンカーサイロ補改修に要する経費</p> <p>2) TMR原料となるサイレージの品質向上技術実証に要する経費</p> <p>③ 事業推進に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内 (ただし、10a当たりの補助額の上限は1.7万円とする。なお、施工が完了する前において、自然災害による土壌流出その他のやむを得ない理由により再施工が必要と生産局長が認める場合は、この限りでない。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>		
<p>国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金</p>	<p>3 公共牧場機能強化等体制整備事業強化計画に基づく公共牧場の機能強化等に必要施設等の改修・整備の取組に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p>		

別記様式第1号（第5関係）

令和〇〇年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付申請書
〔〇〇〇事業〕

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

[実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）]

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり公共牧場活用和子牛等増産対策事業を実施したので、公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（又は国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金）〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） （A）＋（B）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度 精算額)	前年度 予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分欄には、別表の経費欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

6 事業着工 年 月 日
文書番号

(交付決定前に着工した場合について、着工年月日及び着工届の文書番号を記載すること。)

7 添付書類

- 1 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
 - 2 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
 - 3 実績報告書の場合は、支出証憑書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表（別紙）及び領収書、土壌診断書・施肥設計書の写し等の証拠書類
- ※そのほか、農林水産省の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

(別紙)

支出証憑書類一覧表

費目	内容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

(注1) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載し、又は帳簿の写しを添付すること。

(注2) 書類提出の時点で未払の場合には、予定月を記入すること。

別記様式第2号（第9関係）

令和〇年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金概算払請求書（兼遂行状況報告書）
〔〇〇〇〇事業〕

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〔実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）〕

官署支出官 殿

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に 要する経費	国 庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 までの 予定出 来高	金額	〇月〇日 までの 予定出 来高	
	円	円	円	%	%	円	%	円	%	

(注) 1 遂行状況報告と兼ねる場合は、「第9の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」を「第14の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。また、併せて金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」に置き換えて提出すること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第3号（第10関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名
印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4号（第11関係）

令和〇〇年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金変更（中止又は廃止）
承認申請書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

[実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）]

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第5号（第14関係）

令和〇〇年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金遂行状況報告書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

[実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）]

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた事業について、公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金交付要綱第14の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第15の第1項関係）

令和〇〇年度公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助金実績報告書
（〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

[実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務
所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）]

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業につ
いて、交付決定通知の内容に従い実施したので、公共牧場活用和子牛等増産対策事業費補助
金交付要綱第15第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（もしくは国
産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金）〇〇〇円の交付を請求する。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書と
し、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金
調書の写し（地方公共団体のみ）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は
変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（経
費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等
は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加
筆し、事業計画書の添付は省略すること。

別記様式第7号（第15の第3項関係）

令和〇〇年度国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金
（〇〇〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

[実施要綱第3第1項の事業にあつては、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）]

住 所
補助事業者名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金について、国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を

確認できる資料も併せて提出すること。)

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書その他の、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第20関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金※1名：								
事業 区 分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業 費	負担区分				耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承 認 年 月 日		処分 の 内 容
								国庫 補助金 ※1	都道 府県費	市町 村費	その 他					
							円	円	円	円						
							円	円	円	円						
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は 補助金※1返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第21関係）

令和〇〇年度

農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。